

氏名	官文娜
学位(専攻分野)	博士(文学)
学位記番号	文博第127号
学位授与の日付	平成11年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	文学研究科国史学専攻
学位論文題目	日本古代擬制血縁親族と中国宗族構造の比較研究

(主査)

論文調査委員 教授 鎌田元一 教授 藤井讓治 助教授 吉川真司

論文内容の要旨

本論文は、中国人研究者として、日中両国の近代化の過程の相違をもたらした大きな要因の一つを両国の親族構造の差異に見出す立場から、中国古代の宗法制との比較のもとに、改めて日本古代の親族集団の構造に分析・検討を加えたものである。全体は、序論・結語のほかに4章および補論から構成され、その全体を通じて、日本古代のウジ集団が「母系」「父系」「双系」いずれの出自集団でもなく、また「双方親族集団」でもなく、父系擬制的・非出自集団としての「無差別」「無系」の構造を持っていたことが主張される。

第一章「日本古代血縁集団についての研究および出自理論とその古代史研究における意義」は、これまでの日本人研究者による古代ウジ集団に関する研究を概括し、その上で特にウジ集団の血縁構造についての研究に焦点をあて、近年の「双系制」説・「双方親族集団」説等、いずれも人類学の出自理論に照らして問題があることを論じたものである。

まず第一節では、これまでの研究史が検討され、高群逸枝・洞富雄に代表される「母系」説、江守五夫・大林太良を代表とする「父系」説、近年の吉田孝を代表とする「双系」説、その影響をうけた義江明子の「一系系譜と両属系譜併存」説および明石一紀の「理論的な文化体系・規範としての父系出自」と「現実的な社会体系・構造としての母方帰属」説、双系説を批判した鬼頭清明の「双方親族集団」説等、いずれも正しい結論ではないとの論者の見解が示される。そしてそれらの研究に共通する問題点として、人類学の出自理論に対する理解の不徹底・混乱が指摘される。

第二節は、前節での検討を踏まえ、改めて人類学における出自理論の成立と発展、および「出自」(descent)・「系」(lineal)・「方」(lateral)等の概念を検証したもので、W.H.R.リヴァーズに始まる単系出自理論に基づき、本論文の理論的基礎として次のような理解が示される。

- ①、「出自」とは、社会血縁集団の成員資格を、その社会の一定の決まりによって伝達する様式を示す用語である。
- ②、出自集団の成員資格は先祖からの血統によって認定されるものであり、財産の相続資格や集団内の公共権力の継承資格とは明確に区別されねばならない。
- ③、出自集団は外婚制を前提としてはじめて存在しうる。外婚制を採る社会では、父と母はそれぞれ異なる血縁系統の親族集団に属し、子供は父か母かいずれかの血縁先祖の血統を受け継ぎ、次代に伝達することができる。もっぱら父の親族集団に属する様式が父系出自、母のそれが母系出自であるが、成員資格の認定様式によっては、双方の併存形である双系(二重単系)出自集団も存在し、これも単系出自のカテゴリーに数えることができる。
- ④、これに対し、外婚制を採らない社会では父系・母系いずれの系統も存在せず、父・母双方の血統関係が渾然一体となる。そのため出自集団を論じることはできず、出自系譜も存在しえない。
- ⑤、出自集団が先祖を中心として系的に組織される集団であるのに対し、個人を焦点とする血縁関係者の集合を親族集団(kindred)という。その社会が外婚規制を行なえば、父方・母方それぞれの血縁を方的に分ける親族集団、すなわち「双方親族集団」が成立する。逆に外婚規制を採らなければ、父方・母方の親族を分けることができず、この場合「双方親族集

団」は存在しない。

第二章「古代社会の婚姻規制と出自集団」は、以上の理論的枠組みのもとに、日本古代の血縁集団の構造を規定する鍵となる婚姻規制の問題を、特に皇族および豪族内の近親婚の分析を通じて検討したものである。この問題については従来、洞富雄の「母系族外婚」説、大林太良の日本古代社会の一部では「父系外婚制」が行なわれていたとする説、西野悠紀子の天皇家と豪族における「父系近親婚」説など、相互に相容れない諸説が行なわれているが、それが出自概念の曖昧さとも絡みあって、ウジ集団の血縁構造の解明に混乱を引き起こしているというのが論者の認識である。

第一節では、『古事記』や『日本書紀』等の古代文献に広く見られる「姉妹型一夫多妻婚」の事例が、中国春秋時代の同様の婚姻事例との対比で検討され、日本の場合には同時に「異母兄妹婚」も合わせて行なわれたことが特徴的であることが指摘される。すなわち中国古代にも「姉妹型一夫多妻婚」は存在するが、同時に「同姓不婚」（父系族外婚）の婚姻規制が厳しく実行されたため、父子一系の血統が守られるのに対し、日本では「姉妹型一夫多妻婚」と同時に「異母兄妹婚」も盛行したため、「姉妹型一夫多妻婚」によつて生まれた異母兄妹同士が結婚すれば、その子供から見た父母の血統は渾然一体となり、先祖からの血縁「系統」を形成できず、血族と姻族の区別がなくなるのである。こうした婚姻形態は父方から見ても、母方から見ても族外婚とはならず、人類学的には族内婚であることが指摘される。

第二節では、7世紀中葉以後9世紀前半にかけて顕著に見られる皇族・豪族らの血縁集団内婚の実態とその性格が分析される。この時期、皇族・豪族の一族の女性は多く一族の男性と結婚しており、特に皇族にあつては、令規定によつて内親王・女王の婚姻の範囲は皇族内に規制され、内婚が義務づけられている。これは世界各地に見られる「王家兄妹婚」の範疇に属するが、一族の女性すべてに内婚を強いるのは、西野悠紀子が言うように、女性を通して天皇と皇族の貴い「血統」が外に流れるのを防ぐことに目的があつたと考えられる。とすれば、日本では女子も先祖の「血統」を受け継ぎ、結婚後も男性と同等な「血縁集団成員権」を有したことになる、西野の「父系近親婚」という性格規定は誤りで、こうした血縁集団は血縁の「系統」を持たず、それゆえ父系制・母系制いずれでもなく、また双系制は単系を前提としている以上、双系制でもなかつたことが指摘される。

第三章「氏族系譜における非出自系譜の性格」は、日本古代の氏族系譜の性格を検討し、それを通じて、ウジ集団が出自集団ではないことを論証しようとしたものである。

第一節では地位継承系譜と氏族系譜の区別、およびそれぞれの性格が、中国の事例や古譜・宗譜を引証しつつ論ぜられ、第二節では『新撰姓氏録』編纂のもととなった延暦十八年(799)十二月戊戌勅の検討を通じて、日本古代の氏族系譜の特徴が明らかにされる。さらに第三節では、それら氏族系譜中の神話・伝説、およびその先祖意識、「随母姓」と両属性、および母祖と女性の中継ぎなどの問題、また日本の姓と改賜姓の態に検討が加えられ、それら全体を通じて日本古代の氏族系譜は出自系譜ではないこと、したがってウジ集団は出自集団とは言えないことが論証される。

第四章「王位継承と血縁集団の構造」は、日本古代の王位の継承を中国のそれとの比較のもとに検討し、その視点から日本古代の血縁親族集団の構造を明らかにしたものである。

日本の古代国家の成立期にあたる6・7世紀の王位継承には、前代に引き続き兄弟(姉妹を含む)継承が多く見られるが、近年、一部の研究者によつて、これを王位の直系継承のための中継的・補助的存在と見做す見解が提唱されている。論者はこれを批判し、その実態の分析を通じて、当時の王位継承には直系継承の意識も制度も確立・存在していなかつたことを明らかにする。すなわち、中国古代の王位継承に見られる「兄終弟及」が直系継承制のもとでの一時的な兄弟継承であつたとは異なり、日本の場合には、王位を継承した兄弟姉妹は一旦王位につけば死ぬまで在位し、譲位しなかつたのであり、これを先王の子に幼少等の問題があるための一時的な補助たる中継ぎとは見做せないこと、また、次期王位継承者が豪族の合議によつて推戴される場合、その範囲は先王の子だけではなく、広く兄弟姉妹および彼らの子にも及ぶこと、太子制が確立しておらず、太子が立てられる場合も先王の子とは限らず、設定の仕方に直系継承の意図が見られないこと、王女の資格において女性も堂々と登極できたため、女帝が頻出したことなどの特徴が指摘され、上記の見解が提示されるのである。

このような王位継承上の特徴も、すべて血縁親族集団の構造に規定されたものであり、前章までの考察と併せて、日本古代における血縁集団構造の父系擬制的・非出自集団としての「無差別」「無系」の性格が証明されるとの結論が示される。

最後に補論「中国の宗法制と宗族およびその研究の歴史と現状」が配され、本論各所に日本との対比において言及される中国の父系出自集団の構造についての理解に便ならしめている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、中国人研究者として、日中両国の近代化の過程の相違をもたらした大きな要因の一つを両国の親族構造の差異に見出す立場から、中国古代の宗法制との比較のもとに、改めて日本古代の親族集団の構造に分析・検討を加えたものである。全体は、序論・結語のほかに4章および補論から構成される。

日本古代の親族集団、具体的にはウジ集団については長い研究史があり、これまでに多くの研究が蓄積されているが、そのなかで重要な画期をなしたのは津田左右吉の研究であった。津田は『古事記』『日本書紀』の研究を通じて、日本の古代では母系制の遺制や父系制など単系出自の血縁集団の存在を証明することはできないこと、日本古代のウジは単系出自集団としてのクラン (clan) とは異質なものであり、政治的な支配関係によって統合された団体、すなわち一種の政治組織であることを明らかにした。この津田の研究はその後の研究に大きな影響を与え、石母田正らの古代家族についての研究を促す一方、ウジ集団そのものについては、その内部に非血縁者をも含む擬制的血縁集団であることが指摘される以外、部民制やカバネ制度との関係など、もっぱら王権とのかかわりにおける政治組織としての側面が研究の対象とされてきたと言って過言ではない。

しかし、それがいかに擬制的であれ、その中核に血縁親族集団が存在し、また非血縁者をも含めて、全体としても特定の祖を仰ぐ血縁集団としての外皮を纏っている以上、その親族集団としての構造が解明されなければならないことは言うまでもないことである。それが単系出自集団でないならば、その性格はいかなるものとして理解されるべきか、また支配者層の組織であるウジの血縁集団構造と基層社会のそれとはどのような関係にあるのか、このような問題関心から、近年に至って日本古代の血縁親族集団の構造、ウジ集団の血縁構造についての研究はにわかに活況を呈し、旧来の母系説・父系説に加え、双系説、「一系系譜と両属系譜併存」説、「理論的な文化体系・規範としての父系出自」と「現実的な社会体系・構造としての母方帰属」説、双方親族集団説などが提起されるに至っている。なかでも当時の基層社会の親族組織を双系制ととらえ、それと、始祖からの出自を原理とし、父系に大きく傾いたと想定される支配者層のウジの組織との重層関係を提唱した吉田孝の見解が、今日もっとも影響力を持つと言ってよい。

これに対して論者は、W.H.R.リヴァーズに始まる単系出自理論を基礎に、これら日本人研究者の研究は、いずれも人類学における出自理論に対する理解が不徹底で、「出自」(descent) や「系」(lineal)、さらには「方」(lateral) の概念が曖昧で混乱していること、また出自集団や双方親族集団と外婚規制とが不可分の関係にあることを指摘し、上記の諸説をいずれも正しくないとして否定する。本論第一章は論者の理論的基礎を示したものであり、第二・三・四章は、それぞれ婚姻形態、氏族系譜、王位継承の特徴の分析を通じて、日本古代の血縁親族集団の構造、ウジ集団の血縁構造を明らかにしたものである。

まず第二章では、日本の古代文献に広く見られる「姉妹型一夫多妻婚」の事例が、中国古代の同様の婚姻事例との対比において検討され、日本では同時に「異母兄妹婚」も合わせて行なわれたことが特徴的であることが指摘される。すなわち中国では同時に「同姓不婚」(父系族外婚)の婚姻規制が厳しく実行されたため、父子一系の血統が守られるのに対し、日本では「異母兄妹婚」の盛行によって、「姉妹型一夫多妻婚」によって生まれた異母兄妹同士が結婚すれば、その子供から見た父母の血統は渾然一体となり、先祖からの血縁「系統」を形成できないのであり、こうした婚姻形態は父方から見ても、母方から見ても族外婚とはならず、人類学的には族内婚であることが明らかにされる。また7世紀中葉以後9世紀前半にかけて顕著に見られる皇族・豪族らの血縁集団内婚の実態とその性格が分析され、日本では女子も先祖の血統を受け継ぎ、結婚後も男性と同等な「血縁集団成員権」を有したことが指摘される。こうした血縁集団は血縁の「系統」を持たず、それゆえ父系制・母系制いずれでもなく、また双系制は単系を前提としている以上、双系制でもない。さらに外婚制を採らない以上、父方・母方の親族を分けることができず、双方親族集団でもありえないのである。

第三章では、地位継承系譜と氏族系譜が明確に区別されねばならないことを指摘した上で、中国の古譜や宗譜との対比のもとに日本古代の氏族系譜の性格が検討され、それが出自系譜ではないこと、したがってウジ集団は出自集団とは言えないことが論証される。

第四章では、6・7世紀の王位継承における兄弟(姉妹を含む)継承を、王位の直系継承のための中継的・補助的存在と

見做す近時の学説を却け、当時の王位継承には直系継承の意識も制度も確立・存在してはおらず、王位継承の範囲は先王の子だけではなく、広く兄弟姉妹および彼らの子にも及ぶもので、女性も王女たる資格において堂々と登極できたことが指摘される。このような王位継承上の特徴も、すべて血縁親族集団の構造に規定されたものであり、前章までの考察と併せて、日本古代における血縁集団構造の「無差別」「無系」の性格が証明されるとの結論が提示される。

このように、本論文の最大の価値は、多方面からの考察により、日本古代の血縁親族集団の構造に関する近時の諸説を批判し、それが非出自集団、非双方親族集団であることを解明した点にあるが、なお残された問題がないわけではない。その血縁構造を単に理論的に「無差別」「無系」と規定するだけでは不十分で、現実に存在したウジ集団の具体的様態を明らかにすることが歴史学としては重要であるからである。津田が明らかにしたウジ集団の政治組織としての性格も、その血縁構造との関係においてさらに掘り下げられる必要がある。しかし、本論文がこれまでの日本人研究者の研究に突き付けた問題は大きく、それらの点は決して本論文の価値を損なうものではない。論者の今後の研究に大いに期待すべきものであろう。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、1999年2月10日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行なった結果、合格と認めた。